

## 川崎市立学校の学校閉庁日に関する要綱

(4川教職企第180号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市立学校として学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「市立学校」という。)の学校閉庁日の期間、学校閉庁日における教職員の服務、学校閉庁日における連絡等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 市立学校に勤務する職員をいう。
- (2) 長期休業 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和35年川崎市教育委員会規則第5号)第3条第1項、川崎市立高等学校の管理運営に関する規則(昭和54年川崎市教育委員会規則第2号)第7条第1項及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和54年川崎市教育委員会規則第3号)第6条第1項で定める市立学校の休業日のうち、夏季休業及び冬季休業をいう。
- (3) 学校閉庁日 原則、市立学校に教職員が不在となる日をいう。

### (期間)

第3条 長期休業のうち夏季休業における学校閉庁日は、8月13日、14日及び15日とする。

ただし、次に掲げる場合については、それぞれ次の各号に定める日とする。

- (1) 8月12日が土曜日に当たる場合 8月10日、14日及び15日
- (2) 8月13日が土曜日に当たる場合 8月10日、12日及び15日
- (3) 8月14日が土曜日に当たる場合 8月10日、12日及び13日
- (4) 8月15日が土曜日に当たる場合 8月12日、13日及び14日

2 長期休業のうち冬季休業における学校閉庁日は、12月28日及び1月4日とする。ただし、次に掲げる場合については、それぞれ次の各号に定める日とする。

- (1) 12月27日が土曜日に当たる場合 12月26日及び1月5日
- (2) 12月28日が土曜日に当たる場合 12月27日及び1月6日

3 前2項に定めるもののほか、市立学校における学校閉庁日は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項に定める体験的学習活動等休業日として教育長があらかじめ定める日とする

4 前3項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、その他の日を学校閉庁日とすることができる。

### (服務)

第4条 学校閉庁日における教職員の服務は、年次休暇又は夏季休暇の取得、週休日の振替又は休日の代休日の指定等によるものとする。ただし、年次休暇又は夏季休暇の取得、週休日の振替又は休日の代休日の指定等が困難な場合は、この限りでない。

### (体制)

第5条 学校閉庁日における体制は、次のとおりとし、関係部署との調整は教職員企画課が行う。

- (1) 緊急時の連絡体制 保護者等からの緊急時の連絡先は、学校教育部各区・教育担当及び指導課とする。

- (2) 保護者等への対応 保護者、近隣住民、業者等への学校閉庁日に関する周知は、教育委員会事務局から各市立学校を通じて行う。
- (3) わくわくプラザ及び学校施設開放事業 事前に各市立学校と事業者又は関係団体間で鍵の受渡し等の調整を行い、事業の運営に影響を与えないものとする。
- (4) 学校施設の工事 教育環境整備推進室及び各市立学校が業者と事前に調整を行い、施工に影響を与えないものとする。
- (5) 転入者の対応 教職員企画課が、各区役所区民課及び各支所区民センターに対して、転入者への学校閉庁日の周知を依頼するものとする。
- (6) 調査・照会 教育委員会事務局において、学校閉庁日を考慮し、無理のない回答期日の設定を行う。
- (7) 文書の集配 集配は行わず、庶務課において別途集配日を設定し、関係部署に通知する。  
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。